

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成28年9月16日付けで行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張し、法56条に反する違法な処分であるとして、その取消しを求めている。

- (1) 本来1回目の保険金は8月分の収入として認定されるべきであったところ、処分庁が9月分の収入である2回目の保険金と合算して収入認定をしたことは「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）及び「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」とい

う。)に照らし不当である。

(2) 処分庁は、(1)のような合算により収入を認定する運用が行われていたにもかかわらず、本件処分後に請求人が〇〇課に出向くまで教示しなかったことは、行政手続法12条1項の趣旨に反し、不当である。

(3) 不利益処分をする場合は、行政手続法14条1項により、理由の提示が求められているが、本件処分通知書の内容では不十分であり、違法である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年6月14日	諮問
平成29年7月13日	請求人の主張書面を収受
平成29年7月25日	審議(第11回第4部会)
平成29年8月21日	審議(第12回第4部会)

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法4条1項は、保護は生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法8条1項

は、保護は厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものと規定している。

したがって、就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることになる。

また、法61条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないと規定している。

- (2) 地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準とされる次官通知によれば、保護における収入認定に当たっては、保護の実施機関は、恩給、年金、失業保険金その他の公の給付については、その実際の受給額を収入として認定することとされている（次官通知第8・3・(2)・ア・(7)）。

なお、同じく地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準とされる局長通知によれば、恩給、年金等の収入については、6箇月以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとされている（局長通知第8・1・(4)・ア）。なお、局長通知にいう「6箇月以内の期間ごとに支給される年金又は手当」とは、複数月分の給付金を一括して支給する態様のものを指すと解される。

- (3) 雇用保険法の規定に基づく基本手当（1回目の保険金及び2回目の保険金）は、離職後最初に公共職業安定所に求職の申込

みをした日以後において、失業している日が通算7日間となる待期の満了後、公共職業安定所に出頭したときに支給日が決定・通知され、4週間に一回、失業の認定を受けた日分の手当を支給されるものである（雇用保険法30条、同法施行規則42条）。

(4) 行政手続法12条は、行政庁に対し、不利益処分を行うに当たり、処分基準を定め、かつ、これを公にしておくよう努力義務を課し（同条1項）、処分基準を定めるに当たっては、不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとするよう義務付けている（同条2項）。また、同法14条は、行政庁に対し、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、書面により当該不利益処分の理由を示すことを義務付けている（同条1項本文及び3項）。

2 これを本件についてみると、処分庁は、前回処分において、平成28年9月1日を保護変更日として、1回目の保険金61,852円を9月分の収入として認定していたところ、請求人から同月14日に2回目の保険金として123,704円を受給した旨の2回目の収入申告があったことから、同月1日を保護変更日として、1回目の保険金（61,852円）に加えて2回目の保険金（123,704円）を同月分の収入として認定し、その合計額である185,556円を9月分の収入として認定することを理由に本件処分を行ったものと認められる（なお、請求人は本件審査請求書において、2回目の保険金として受給した123,704円は平成28年8月分の収入として認定されたと主張するが、正しくは同年9月分の収入として認定されたものである。）。

そして、処分庁が本件処分を行うに当たって、仮に請求人の主張に沿って1回目の保険金を9月の収入から除外したとしても、これを8月分の収入に認定する以上は、8月分に係る保護変更決

定を同時に行うこととなり、過払金が発生することとなることを考えると、処分庁が1回目の保険金と2回目の保険金を合算して9月分の収入として認定したことに不合理な点は認められない。

そうすると、処分庁が、平成28年9月中に請求人が2回目の保険金を受給したことに基づき、1回目の保険金と2回目の保険金を合算して同月分の収入として認定し、保護費支給額を変更した本件処分に、違法又は不当な点を認めることはできない。

- 3 請求人は、上記（第3・(1)及び(2)）のとおり、処分庁が、1回目の保険金を平成28年8月分の収入として認定せず、同年9月15日付けで収入申告した2回目の保険金と合算して、9月分の収入として認定したことは、次官通知及び局長通知に照らして不当であると主張する。

しかし、上記（2）のとおり、処分庁が1回目の保険金を平成28年8月分の収入として認定せず、9月分の収入として認定したことに違法又は不当な点を認めることはできない。また、上記（1・(2)及び(3)）のとおり、雇用保険法の規定に基づく基本手当（1回目の保険金及び2回目の保険金が該当）は、局長通知に規定する「6箇月以内の期間ごとに支給される年金又は手当」に該当しないので、処分庁が、前回処分において同月分の収入として認定済みの1回目の保険金に加えて、同月15日付けで収入申告された2回目の保険金を同月分の収入として認定した上で、両者を分割せず合算して同月分の収入認定額を変更したことは、次官通知及び局長通知（1・(2)）に反するものとはいえない。

したがって、請求人の主張（第3・(1)及び(2)）にはいずれも理由がない。

- 4 また、請求人は、上記（第3・(3)）のとおり、本件処分通知書の内容は理由として不十分であり、行政手続法14条1項に照らして違法であると主張する。

しかし、本件処分は、本人が届け出た収入申告に基づく処分であり、行政庁がこのような処分の名宛人が届け出た事実に基づいて処分を行うときは、適宜の判断により、その旨を示すことで足りると解される。本件処分には、「収入として認定した額」が「185,556円」であることが明示されており、これは1回目の収入申告（61,852円）と2回目の収入申告（123,704円）の合計金額と一致していることから、請求人において、本件処分通知書における「1. 雇用保険金の認定変更による」との記載から本件処分の理由を理解することに困難があるとはいえず、本件処分の理由の記載内容に本件処分を取り消さなければならぬほどの瑕疵があるということとはできない。

したがって、請求人の主張（第3・(3)）には理由がない。

なお、行政手続法が不利益処分に理由の提示を求める趣旨に鑑みれば、処分の理由は、処分の名宛人においてその記載自体からその具体的内容を明確に了知しうるものであることが望ましい。当審査会としては、処分庁に対し、今後の処分においてより丁寧な理由の提示に努められることを要請するものである。

5 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美